

2019年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日  
文部科学大臣決定）の取扱いについて

令和元年10月11日  
文部科学大臣決定

2019年度小学校教員資格認定試験において、令和元年10月に発生した台風19号により中止を決定した第2次試験受験予定者の取扱いについては、2019年度小学校教員資格認定試験実施要領の定めに関わらず、下記のとおりとする。

記

以下の実施予定科目について免除とし、第2次試験を合格したものとして取扱う。

第2次試験実施科目

- ・教科及び教職に関する科目（Ⅲ）
- ・教科及び教職に関する科目（Ⅳ）
- ・口述試験